出願手順

代理店を 通して 申請する 各地域の代理店に直接お問い合わせください。

※各地域の代理店一覧

http://abk.ac.jp/日本語/出願/海外連絡事務所/



①本校ホームページにてオンライン出願をしてください。

http://abk.ac.jp/日本語/出願/オンライン出願/



本校が内容をチェックし、入学願書(excel)をE-mail にて送付いたします。



②入学願書の必要事項を全て入力しE-mailにてご返送ください。

本校が内容をチェックし、その結果をE-mailにてお 知らせいたします。

学校に 直接 申請する



③プリントアウトし、署名欄に署名してください。

BY AIR MAIL 航空 PAR AVION

④必要書類を全て郵送してください。

※出願期間内に郵送物が到着するように手続きをしてください。



書類受領後、本校より「受領確認メール」をお送りします。書類を郵送後2週間経過しても「受領確認メール」が届かない場合はご連絡ください。

※出願手順についてご不明な点やご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

出願から入国まで						
4月生	7月生	10月生	1月生	本校		出願者
9~10月	12~2月	3~4月	6~8月	出願受付 受領確認メール送付	← [出願•入学検定料納付
10~11月	2月	4~5月	8~9月	入学選考		
11月下	3月上	6月上	9月中	在留資格認定証明書交付申請		入学金納付
11月	3月	6月	9月	入学選考結果通知		以下希望者のみ ・入寮申込
2月末	5月下	8月下	11月中	(入国管理局)在留資格認定証明書交付		
3月	6月	9月	12月	在留資格認定証明書交付結果通知		授業料納付 以下希望者のみ ・日本語能力試験代行申請申込
4月初	6月下	9月下	12月下	在留資格認定証明書・入学許可書発送	L	パスポート/ビザ取得日本入国
4月上	6月末	9月末	1月上	オリエンテーション・クラス分けテスト		



学校法人ABK学館

ABK学館日本語学校 A B K C O L L E G E

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-12-12 TEL:(81-3)6912-0756 FAX:(81-3)6912-0757 E-mail:info@abk.ac.jp URL:www.abk.ac.jp 振込先:みずほ銀行 本郷支店 普通預金口座 075-2908788 口座名義:学校法人ABK学館 銀行住所 東京都文京区本郷3-34-3 TEL:(81-3)3812-3261



募集要項 2024年度~

ABK

出願

出願資格

- ●日本国外において、学校教育における12年以上の課程または中等教育(Form 5等)を修了した者 及び修了見込みの者。
- ●大学または専門学校進学希望者は、大学や専門学校入学時点で満18歳以上である者。
- ●大学院進学希望者は、大学院入学時点で満22歳以上である者。
- ●1月入学(1年3ヶ月コース)は、出願時に日本語能力試験N5以上の日本語能力を有する者。

出願受付期間

●4月入学 (1年コース・2年コース)

入学の前年9月1日~10月31日

●7月入学 (1年9ヶ月コース)

入学の前年12月10日~当年2月10日

●10月入学 (1年9ヶ月コース)

入学の当年3月1日~4月28日

●1月入学 (1年3ヶ月コース)

入学の前年6月10日~8月10日

※出願者多数の場合、予定より早く出願受付を締め切る場合もある。

※1月入学のコースは、定員に達していれば募集しない場合もある。

出願書類

第3ページにある「出願者本人関係書類」、「滞在費・学費などの支弁能力を立証する書類」を出願受付期間内に提出すること。 入学願書は、各地域の代理店に請求するか、もしくは本校ホームページでオンライン出願をすること。オンライン出願をした方には本校よりE-mailで入学願書を送付する。日本語および英語以外の書類に関しては日本語の翻訳を添付すること。 エクセルの使用が不都合な場合は学校へ連絡すること。

出願手順

第4ページを参照すること。

入学検定料

20.000円

出願時に銀行振り込みもしくはクレジット決済にて支払うこと。お支払い方法は、当校ホームページ「お支払い」のページを参照すること(http://www.abk.ac.jp/日本語/お支払い/)。出願期間内に納付・着金されない場合はキャンセルとみなす場合がある。送金手数料は送金者負担。一旦領収した入学検定料は、いかなる理由があっても返金しない。

出願上の注意

書類を受理した場合は受付番号を発行するので、以後の連絡は必ず受付番号と氏名によって行うこと。

入学選考

選考方法

提出された書類によって選考を行う。必要に応じて面接を行う場合もある。

入学選考結果通知

●4月入学

●7月入学

前年11月下旬頃、E-mailによって行う。

当年3月下旬頃、E-mailによって行う。

●10月入学

●1月入学

当年6月中旬頃、E-mailによって行う。

前年9月下旬頃、E-mailによって行う。

入学金

100,000円

入学を認められた者は、銀行振り込みもしくはクレジット決済にて、指定された期日までに、支払うこと。お支払い方法は、当校ホームページ「お支払い」のページを参照すること(http://www.abk.ac.jp/日本語/お支払い/)。振込手数料は送金者負担。指定された期日までに入学金が納付・着金されない場合は、自動的にキャンセルとみなし、入国管理局への申請を取下げる場合がある。一旦領収した入学金は、在留資格認定証明書が交付されなかった場合を除き原則返金しない。

在留資格認定証明書交付申請

本校の入学選考に合格した者のみ、本校が東京入国管理局に対し「在留資格認定証明書」交付申請を行う。この証明書は、本校の入学許可書とともに留学ビザ取得の際に必要な書類となる。

授業料

初回授業料

●4月入学·10月入学···320,000円(半年分)

●7月入学・1月入学・・・480,000円(9ヶ月分)

授業料には教材費、施設費、課外活動費、保険料(傷害保険)を含む。

初回授業料は、上記の金額を納付し、次回からは、半年毎に320,000円を納付する。

在留資格認定証明書交付の通知を受けた者は、所定の銀行口座に指定された期日までに銀行振り込みにて、支払うこと。お支払い方法は、当校ホームページ「お支払い」のページを参照すること(http://www.abk.ac.jp/日本語/お支払い/)。送金手数料は送金者負担。指定された期日までに授業料が納付・着金されない場合は、自動的にキャンセルとみなし、入学許可を取り消す場合がある。授業料の返金に関しては第3ページを参照。

出願書類



*が付いている書類の書式は、各地域の代理店に請求するか、もしくは本校ホームページでオンライン申請をすること。

出願者本人関係書類 (1~9は全員提出)

- 1 入学願書*
- 2 就学理由書*

母語または英語で記入。

- 3 留学同意書*
- 4 アンケート*
- 5 高等学校または大学の卒業証書または卒業証明書

コピーは不可。証書の複写証明されたコピーは可。 在学中の者は、卒業予定日を明記した卒業見込み証明書を提出し、卒業後速やかに卒業証書を送付すること。 最終学校を中退した場合、在籍証明書または中退証明書も提出すること。

6 高等学校または大学の各学年の成績証明書

コピーは不可。 複写証明されたコピーは可。 国家統一試験を受けている者は、その成績表のコピーも提出 すること。

7 パスポートのコピー

パスポートを取得している者はパスポートのコピーを提出すること。 過去に日本に入国歴がある者は、出入国スタンプが押印されているページのコピーも全て提出すること。

8 写真4枚

4cm×3cm、正面、上半身、最近3カ月以内に撮影したもの。 裏に国籍と氏名を記入すること。

9 健康診断書*

本校所定用紙に医師が記載し、署名すること。

- 10 日本語能力試験認定結果・成績のコピー、または日本語学習 証明書(ある場合のみ)
- 11 在日時の所属学校が発行する出席証明書と成績証明書日本での就学歴・留学歴がある者のみ。
- 12 日本国内在住の親族の在留カードのコピー(裏表)もしくは住民

日本国内に親族が在住している者のみ。

滞在費・学費などの支弁能力を立証する書類(以下のA・B・Cのうちいずれか該当するもの)

A:日本国外にいる親族等が滞在費や学費等を支弁する場合。

1 経費支弁書*

支弁者自身が記入日と署名を自筆で記入すること。生活費欄は学生に生活費として送金する予定金額の平均月額を記入すること。

2 支弁者の預金残高証明書

金額と日付が明記され、銀行の経理担当者の署名捺印がなければならない。

会社名義の証明書は無効。

当預金残高を形成した過程を証明するために、通帳コピー3年分を請求する場合がある。

3 **支弁者の在職証明書**(以下のaまたはb)

a.会社員の場合は勤務先が発行する在職証明書。

b.会社経営者・個人経営者の場合は登記簿謄本・営業許可書など支弁者氏 名と会社名が記載されたもの。

4 支弁者と申請者との親族関係を立証する証明書

戸籍謄本または出生証明書など支弁者と申請者の関係を証明できるもの。

5 支弁者の年間所得額証明書

支弁者個人の年間所得額が記載された納税証明書、または 会社が発行する証明書(支弁者個人の年間所得額が記載さ れていること)。

B:日本国内にいる親族等が滞在費や学費等を支弁する場合。

1 経費支弁書*

支弁者自身が記入日と署名を自筆で記入すること。生活費欄は学生に生活費として送金する予定金額の平均月額を記入すること。

2 支弁者の預金残高証明書

当預金残高を形成した過程を証明するために、通帳コピー3年分を請求する場合がある。

3 住民票

世帯全員の記載があるもの。

4 支弁者と申請者との親族関係を立証する証明書

戸籍謄本または出生証明書など支弁者と申請者の関係を証明できるもの。

5 支弁者の在職証明書(以下のaまたはbまたはc)

a.会社員の場合は勤務先が発行する在職証明書。

b.会社経営者の場合は会社の登記簿謄本と在職証明書。

c.個人経営者の場合は税務署の受領印のある確定申告書の控え(後日返却)と自分で作成した在職証明書。

6 支弁者の年間所得額証明書

市区町村役所発行の課税証明書(年間所得額の記載のあるもの)。

C:出願者本人が支弁する場合。

1 経費支弁書*

出願者自身が記入日と署名を自筆で記入すること。生活費 欄は本人が生活費として準備する金額の平均月額を記入 すること。

2 出願者の預金残高証明書

金額と日付が明記され、銀行の経理担当者の署名捺印がなければならない。

当預金残高を形成した過程を証明するために、通帳コピー3年分を請求する場合がある。

3 出願者本人の在職証明書

4 出願者本人の年間所得額証明書

出願者個人の年間所得額が記載された納税証明書、または 会社が発行する証明書(出願者個人の年間所得額が記載さ れていること)。

その他諸注意

無効となる書類:入学願書等の書類は東京入国管理局に提出する書類にもなるので、以下のような書類は無効である。

書類の発行日(または記入日)が、入国管理局への提出日より3ヶ月以上前のもの。入国管理局への提出日は、4月生の場合は、11月中旬頃。7月生の場合は、3月中旬頃。10月生の場合は、6月上旬頃。1月生の場合は、9月中旬頃。発行日や発行者の署名のないもの。字句などを修正液等で修正したもの。

在留資格認定証明書不交付の場合:東京入管の審査の結果、在留資格認定証明書が交付されないこともある。この場合は希望の時期に来日できない。「在留認定証明書不交付のお知らせ」を受け取ったら、次の入学時期に再度入学を申し込む(次期の出願料・入学金は不要)か、入学を取り消すか連絡すること。入学を取り消す場合は入学金を返金するので、振込先の銀行口座番号などを本校所定用紙に記入して本校宛に送付すること。

授業料の返金に関して

ー旦領収した授業料は返金しない。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、その者からの申し出により、所定の手続きを完了した場合に限り、授業料を返金できるものとする。

(1)ビザが発給されなかった者で、返金手続きに必要な書類「入学許可書」・「還付請求書」・「パスポートの写し」を全て当校に提出した者。(2)入学式以前に入学を辞退した者で、日本に入国せずに返金手続きに必要な書類「在留資格認定証明書」または「ビザ無効の手続き済みパスポートの写し」・「入学許可書」・「入学辞退理由書」・「還付請求書」を全て当校に提出した者。